

薬生食輸発0323第2号
令和3年3月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシン、韓国産青とうがらしのトリシクラゾール及び赤とうがらしのテトラコナゾール、タンザニア産ごまの種子のイミダクロプリド並びにエジプト産キンセンカのクロルピリホス)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年3月15日付け薬生食輸発0315第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、韓国産青とうがらし及び赤とうがらし並びにタンザニア産ごまの種子の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産青とうがらしのトリシクラゾール及び赤とうがらしのテトラコナゾール並びにタンザニア産ごまの種子のイミダクロプリドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

さらに、過去1年間の検査実績を踏まえ、エジプト産キンセンカのクロルピリホスについて、モニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、韓国産青とうがらしのトリシクラゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年3月23日	オーストラリア	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	アフラトキシン	
韓国		青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリシクラゾール)	YONA TRADING COMPANY
		赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テトラコナゾール)	YONA TRADING COMPANY
	タンザニア	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	SOMANI AGRO EXPORTS LIMITED